

令和7年度版「江戸川区障害者福祉のしおり」広告掲載募集実施要項

令和6年9月1日

1. 募集の趣旨

江戸川区が発行する、令和7年度版「障害者福祉のしおり」への広告掲載に関し、江戸川区広告掲載取扱要綱（令和4年8月5日施行）で定めるもののほか、必要な事項を定め、以下のとおり募集するものとする。

2. 広告媒体

「障害者福祉のしおり」の概要は以下のとおりである。

名 称	令和7年度版 江戸川区障害者福祉のしおり
内 容	江戸川区内在住の障害者及びその家族の方が利用できる障害福祉サービスや制度の概要、相談する窓口を案内するもの
規 格	A4判、100ページ程度（予定）
発行部数	約7,000部（予定）
発行時期	令和7年4月発行（予定）
配布期間	令和7年4月から令和10年3月の3年間（予定）
主な配布場所	江戸川区役所本庁舎2階障害者福祉課窓口
主な配布対象	江戸川区内在住の障害者及びその家族

3. 広告枠の概要

募集する広告枠等は以下のとおりである。

(1) 掲載位置

原則として、最終ページ（裏表紙を除く）の後ろから数ページの中で江戸川区が定める位置とし、「障害者福祉のしおり」に広告を掲載しようとする者（以下「広告掲載希望者」という。）による位置の指定はできないものとする。

(2) 規格及び掲載料

広告名	規格（縦×横）	刷色	掲載料
1号広告	250mm×180mm	単色	45,000円
2号広告	120mm×180mm	単色	22,000円
3号広告	75mm×180mm	単色	14,000円
4号広告	75mm×88mm	単色	7,000円

4. 広告掲載の要件

「障害者福祉のしおり」に広告を掲載できる業種、事業者及び広告の内容については、江戸川区広告掲載取扱要綱第2条及び江戸川区障害者福祉のしおり広告掲載基準の要件を満たすものとする。

5. 広告掲載希望者の優先順位

広告掲載希望者が掲載可能枠数を超える場合は、次に掲げる順位により掲載者を決定するものとする。ただし、掲載可能枠数に達した時点で同順位の広告掲載希望者が複数いる場合は、抽選によるものとする。

- (1) 国、地方公共団体及び公共的団体並びにこれらに類するもの（以下「公共機関等」という。）
- (2) (1) に掲げる以外の企業等のうち、公共性の高いもの（以下「公益的企業」という。）で、かつ、江戸川区内（以下「区内」という。）に事業所等を有するもの
- (3) 公共機関等及び公益的企業以外の企業等のうち、区内に事業所を有するもの
- (4) 公共機関等及び公益的企業で、区外に事業所を有するもの
- (5) 上記以外の企業等

6. 広告掲載募集に係る手続き等

(1) スケジュール

日程	項目
令和6年 9月 2日（月）	募集開始
令和6年 10月 15日（火）	募集締切
令和6年 11月 15日（金）	審査結果の通知
令和6年 12月 20日（金）	最終原稿提出締切

※本スケジュールは変更となる場合あり

(2) 広告掲載の申込み

① 募集期間

令和6年9月2日（月） ～ 令和6年10月15日（火） 午後5時まで

② 提出方法

広告掲載希望者は、掲載しようとする広告の原稿を添えて江戸川区公式HP「江戸川区障害者福祉のしおりの有料広告の募集」の「障害者福祉のしおり広告応募フォーム」にて必要事項を入力し募集期間中に送信する。

※誤送信等を防ぐため、必ず電話にて受信確認を行うこと。

③ 申込み・提出先

福祉部 障害者福祉課 庶務係

住所：〒132-8501

江戸川区中央1-4-1（江戸川区役所本庁舎2階1番窓口）

電話：03-5662-0054（直通）

④ 申込み後の取下げ

広告掲載申込書を提出した広告掲載希望者（以下「広告掲載申込者」という。）は、広告掲載申込書の提出から決定までの間、取下げ届（第2号様式）により理由を付して参加を取下げることができる。

(4) 広告掲載の決定

- ① 広告掲載希望者による申込みがあった際は、江戸川区福祉部障害者福祉課長（以下「障害者福祉課長」という。）において審査の上、広告掲載の可否を決定する。
- ② 審査の結果、掲載の要件を満たさない場合であっても、内容や規格等の修正を行うことで、掲載することが可能だと認められる場合は、障害者福祉課長は、期限を定めて広告の内容等の改善を広告掲載希望者に求めることができる。
- ③ 障害者福祉課長は、広告掲載の決定をしたときにあつては広告掲載決定通知書により、掲載できないと決定したときにあつては、広告不掲載決定通知書により、広告掲載申込者に対し、その結果を通知するものとする。
- ④ 広告掲載決定の通知を受けた掲載申込者（以下「広告主」という。）は、障害者福祉課長が指定する期限までに、掲載しようとする広告原稿を電子メールにて上記提出先に提出するものとする。

7. 決定後の手続き等

(1) 広告掲載料の納付

広告主は、令和6年度中の障害者福祉課長が別に定める期限までに、上記に3に定める広告掲載料を一括して納付するものとする。

(2) 広告掲載料の還付

下記(3)の事由により広告掲載を取消した場合であっても、既納の広告掲載料の還付は行わない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載することができなかつたと障害者福祉課長が認めるときは、その一部または全部を還付することができるが、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

(3) 広告掲載の取消し

障害者福祉課長は、江戸川区広告掲載取扱要綱第8条の規定のほか、次のいずれかに該当するときは、広告掲載取消通知書により、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- ① 指定した期日までに広告掲載料の納付が行われない場合
- ② 指定した期日までに広告掲載の原稿の提出が行われない場合
- ③ 区が広告の内容等の改善を指示したにも関わらず、改善が行われない場合
- ④ 広告掲載決定後に、広告主の信用失墜行為等により、広告掲載が不相当と判断された場合
- ⑤ 障害者福祉のしおりの発行上、支障がある場合
- ⑥ その他、広告掲載が不相当と障害者福祉課長が判断した場合

(4) 辞退等の取扱い

広告掲載料納入後は、原則とし取下げることとはできない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載することができなかつたと認めるときはその限りではない。

8. 広告主の責務等

- (1) 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。
- (2) 広告原稿の作成に係る一切の経費は広告主が負担するものとする。

9. その他

この募集要項に記載がない事項、またはこの募集要項の内容の解釈で疑義が生じた場合は、江戸川区
広告掲載取扱要綱及びこの募集要項の趣旨に従い、区と広告掲載希望者または広告主の協議により決
定するものとする。

江戸川区障害者福祉のしおり広告掲載申込書

江戸川区障害者福祉課長 あて

令和7年度版「障害者福祉のしおり」の広告掲載について、広告の原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。

申 込 日		年 月 日
申 込 者	法人・団体等の名称	
	代表者様の氏名	
	業 種	
	所 在 地	〒
	担当者の所属・氏名	
	E-mail	
	電話番号・FAX番号	
	掲載希望する規格	号広告
	広 告 内 容	(例) 事業所 PR、事業所紹介
確 認 事 項	<p>広告主に関する基準に関して、当社（申込者）は、以下の条項のいずれにも該当していません。</p> <p>確認済 ※ご確認いただけましたら、左に○印をご記入ください</p> <p>(1) 民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続を行っている</p> <p>(2) 国、地方公共団体その他の公共団体が実施する競争入札において指名停止等の措置を受けている</p> <p>(3) 租税その他の公課を滞納している</p> <p>(4) 行政機関の行政指導を受け、当該行政指導に従った改善をしていない</p>	
	<p>応募に関する基準に関して、当社（申込者）は、令和7年度版「江戸川区障害者福祉のしおり」広告掲載募集実施要項を確認しました。</p> <p>確認済 ※ご確認いただけましたら、左に○印をご記入ください</p>	

※広告を掲載する事業所等の概要及び事業内容がわかる書類の添付をお願いいたします。

ホームページ等で公開している場合、添付は不要ですので、以下にURLをご記入ください。

URL :

※応募フォームから申込んだ方はこちらの提出は不要です。

取 下 げ 届

令和 年 月 日

障害者福祉課長 殿

所 在 地

団 体 名

代表者氏名

印

下記のとおり、江戸川区障害者福祉のしおり広告掲載の申込みを取下げます。

記

1 対象となる申込み

掲載申込日	年 月 日
広告内容	

2 担当者連絡先

所属・役職	
ふりがな 氏 名	
電 話	
携 帯	
E - m a i l	

※メールアドレスは必ず記載してください。